

令和5年度「しずおか中部連携中枢都市圏ビジョン」登載事業

J R 駅前等賑わい創出事業

イルミネーション等企画運営業務 提案募集要領

1 業務名

J R 駅前等賑わい創出事業イルミネーション等企画運営業務

2 事業の背景及び基本方針

本市を含む静岡県中部5市2町（静岡市・島田市・焼津市・藤枝市・牧之原市・吉田町・川根本町）は、圏域で共通して抱える人口減少などの大きな課題に立ち向かうため、しずおか中部連携中枢都市圏を形成し、圏域の一体的な発展を目指している。

本事業は、圏域内の J R 沿線主要駅付近においてイルミネーション等の整備を含む賑わい創出イベントを実施し、これを一体的に P R することで各駅周辺（各市中心市街地）の活性化を図るものであり、J R 沿線の各市がそれぞれに特徴的な事業を行いつつ、圏域内の交流を促していく多極連携の取組として位置付けている。本市では、J R 島田駅周辺である島田駅北口駅前広場、駅前緑地及び島田駅前停車場線の一部においてイルミネーション事業を実施する。

通勤・通学者の多くが通過する交通空間である島田駅北口駅前広場及び島田駅前停車場線を、華やかなイルミネーションやフォトスポットの設置などにより、見て、遊んで楽しめるような場所を創出し、エリア内の歩道にイルミネーションを設置することなどによってまちなかへ立ち寄るきっかけをつくり、駅前緑地内には過ごしたくなる空間を演出することで、まちなかの賑わい創出を目指す。

3 業務の目的

- (1) まちなかの賑わい創出
- (2) 本市の魅力発信
- (3) 市民協働のまちづくり

4 業務内容

本業務は企画・デザイン、設営・保守、撤去について、一括して発注するものであり、業務内容は以下のとおりである。

(1) 実施会場におけるイルミネーション等の企画・デザイン

イルミネーション装飾、ライトアップ、オブジェ、参加・体験型設備などの設置箇所がわかる設計図（平面図及び断面図）を作成すること。

(2) イルミネーション等の設営工事、保守作業

設計図に基づくイルミネーション等の設置、点灯期間中の電球等のメンテナンス巡回報告を定期的に行うこと。

(3) 点灯セレモニーの実施

11 月中旬のイルミネーション点灯に合わせ、点灯セレモニーを開催すること。また、点灯セレモニー当日はイルミネーションエリアを一体で見せること。

なお、点灯セレモニー実施時に交通規制が必要となる場合は、委託者である島田市役所商工課が別途警備委託を行う。

(4) イルミネーション期間中のイベント開催

イルミネーション点灯期間中にイルミネーションエリア周辺への集客を目的としたイベントを1回以上（点灯セレモニーを除く。）開催すること。なお、イベントの開催時間はイルミネーション点灯時間内に限らない。

(5) 市民を巻き込んだ提案企画

本業務の趣旨を踏まえた自由提案で行うこと。

(6) 発注者が指定する事業協力者（団体、個人）との連携、調整業務

(7) 静岡市、焼津市、藤枝市、島田市それぞれの事業の一体的な告知、PRツール作成業務^{※1}、島田市事業のPR業務

(8) 設置物の造作管理及び撤去工事、清掃・原状回復作業

※1「しずおか中部連携中枢都市圏ビジョン」に登載される連携事業として、告知・PRを一体的に行うことで、沿線の各駅前で賑わいを創出する狙いである。静岡市、焼津市、藤枝市との調整は発注者の指示により行うこと。

5 参加条件

本業務の提案に参加する者は、次に掲げる条件を満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 島田市の入札参加資格を有する者であること。

※島田市入札参加者資格の申請をしていない事業者は提案書提出前に申請すること。

(3) 島田市入札参加制限等措置要綱による指名停止措置期間中の者でないこと。

※複数の者で構成する団体等の場合は、すべての構成員が上記の条件を満たすこと。

6 スケジュール

提案参加申込締切	令和5年7月26日（水）
質問受付締切	令和5年7月26日（水）
提案書提出期限	令和5年8月23日（水）
発注候補者決定	令和5年8月29日（火）
発注協議	令和5年8月30日（水）から
契約締結	令和5年9月上旬（予定）
点灯期間	令和5年11月中旬から令和6年1月31日（水）

7 提案参加申込と辞退

本業務の提案に参加する者は、令和5年7月26日(水)まで(持参の場合は15時まで)に提案参加申込書(様式1)を島田市役所産業経済部商工課に提出すること。

提案参加申込書を提出後、参加を辞退する者は、辞退する旨の電話連絡を行い、速やかに辞退届(任意様式)を提出すること。

8 提案内容

上述の業務内容に基づき、以下の提案を書面にて求める。提案書はカラーA4サイズで正本1部、副本5部調製し令和5年8月23日(水)15時までに、島田市役所産業経済部商工課に提出すること。なお、副本には、企画提案参加者を特定・識別できるような商号、名称、記号等を記載しないこと。

- (1) デザインコンセプトや特徴、セールスポイントを明記した企画書(審査は業者名を伏せて実施するため、企画書の表紙以外に提案者が特定される事項を記載しないこと)。
- (2) 誇張した表現を避けたイルミネーション等のデザインイメージ(例:現場写真へのCG書き込みや明らかに実現不可能な画像例など)
- (3) 企画デザインに基づく、設営に要する資材(LED、配線ケーブル、仮設構造物など)の一覧表(数量、価格、消費電力等を含む)
- (4) イルミネーション等の設営及び撤去工事、保守業務に係る作業体制、危機管理体制(人員配備について見積書に計上すること)
- (5) 点灯セレモニーの企画(実施内容、アトラクションイベント等)
- (6) 点灯期間内のイベントの企画
- (7) 市民を巻き込んだ提案企画
- (8) 本事業のキービジュアル
- (9) PRツール(チラシ・ポスター・ウェブサイトなど)
- (10) 一連の業務に係る請負金額の見積書(実施会場ごと、業務ごとの明細を含む)
- (11) 契約後から点灯期間終了までの業務行程(表などで作成、見込可)
- (12) 本事業の実施体制

9 提案審査

- (1) 庁内審査委員による提案書類審査を行うこととする。
- (2) 評価点が最も高い者を受注候補者とする(受注候補者との協議を経て仕様書を作成し、随意契約を締結する考えである)。
- (3) 評価点が受注候補者に次ぐ者を次点者とし、受注候補者との協議が整わなかった場合において協議を行うこととする。
- (4) 審査結果は令和5年8月29日(火)の17時までに参加者全員にメールにて連絡することとする。

(5) 審査基準

審査項目	評価視点
基本姿勢	<ul style="list-style-type: none">・本業務の趣旨・目的等を十分に理解した上での実施方針となっているか。・市主催の公共性を有する事業の受託者として、ふさわしい業務取組体制が確保されているか。
事業計画全体	<ul style="list-style-type: none">・市主催の事業として、幅広い年齢層の方に来場いただける内容であり、島田駅周辺の賑わい創出をできるものであるか。・事業全体として、静岡県中部5市2町沿線の各駅前との一体感を感じられるものとなっているか。
イルミネーションデザイン及び点灯セレモニー	<ul style="list-style-type: none">・通勤・通学者等の歩行者が立ち止まり、そこで過ごしたいと思えるような仕掛けがあるか。・イルミネーションエリア内を一体で見せる仕掛けがあるか。・イルミネーション装飾は、予算に見合う規模であるか。・静岡県中部5市2町沿線の各駅前の賑わいを創出かつ一体感のあるデザインイメージ・コンセプトとなっているか。・点灯セレモニーは近年にない工夫がされているか。 <p>(R3：島田商業高校吹奏楽部による演奏、プロジェクションマッピング、ダンスイベント R4：ナイトバブル、プロジェクションマッピング、島田商業高校吹奏楽部による演奏、ホログラムメガネの無料配布)</p>
業務実施体制	<ul style="list-style-type: none">・業務全般、イルミネーション設置、イベント会場設営等の各業務の遂行に必要な人員が適切に見込まれているか。・担当者が専門知識、経験、資格等を有しているか。・発注者が随時、業務行程を把握できる体制にあるか。
安全管理	<ul style="list-style-type: none">・市民及び周辺施設の安全に配慮されているか。・イベント準備、イベント中及び片付けの際の安全管理について、具体的に想定されているか。

	<ul style="list-style-type: none"> ・事故発生時の対応が練られているか。(※想定される事故に対して具体的な安全対策及び事故発生時の対応が示されているか。)
イベントの開催	<ul style="list-style-type: none"> ・イルミネーションエリア周辺へ賑わいを創出する内容となっているか。(※イベントの回数の多さが評価されるものではない。) ・来場者の混乱を招かないイベントスケジュールの提示やアナウンスがされているか
市民を巻き込んだ提案企画	<ul style="list-style-type: none"> ・趣旨及び目的に合致しているか。 ・効果的な方法が提案されているか。 ・地元企業や学生のイベント出演が予定されているか。
PR方法	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県中部圏域からの集客を促す方法となっているか。 ・島田市に立ち寄りきっかけとなるPRを行っているか。
業務見積額	<ul style="list-style-type: none"> ・見積金額が提案内容に対して妥当か。
業務行程	<ul style="list-style-type: none"> ・各種申請等を理解した行程となっているか。 ・無駄のない効率的な行程となっているか。

(6) 審査内容に係る質問には応じないこととする。

10 概算経費上限

本業務に係る経費の上限は、10,000千円（消費税込）とする。

※金額は提案内容の規模を示すものであり契約時の金額を示すものではない。

11 イルミネーションエリア

- ・島田駅北口駅前広場から駅前緑地までのエリア
- ・島田駅前停車場線の一部のエリア

※別図を参照のこと。

12 事業実施期間（※予定）

契約日から令和6年2月8日(木)まで

(1) イルミネーション点灯期間及び点灯時間

点灯期間：令和5年11月中旬～令和6年1月31日(水)

点灯時間：原則として17:00～22:00

(2) 会場設営期間

令和5年11月1日(水)～11月中旬まで

(3)会場撤去期間

令和6年2月1日(木)～令和6年2月7日(水)

13 業務提案に係る補足・指示事項

- ・業務内容の詳細は、提案内容を元に発注者と受注候補者との協議の上決定するものとする。
- ・イルミネーションのデザイン（又は使用機器等）や提案企画の内容は、発注後の協議で変更する可能性がある。
- ・発注者の意向で業務に関わる事業協力者（団体、個人）との連携内容については、発注前（契約前）協議で明示する。
- ・提案を補足する資料（サンプル動画や資材カタログなど）の提出は妨げない。
- ・装飾に用いる電球は、環境に配慮し、原則LEDとすること。

14 業務実施において補足・指示する事項

- ・設置作業において車両の乗入等を要する場合は、事前に発注者と協議をすること。
- ・発注者が行うJRや警察などへの申請や届出に際し、函面等必要書類の作成について協力すること（ただし、電気工事に係る申請は受注者をお願いする。）。
- ・期間中、定期的に巡回・点検し、電球切れ等のないよう注意すること。また、荒天時の安全確保に努めること。
- ・駅前緑地は市民によるイベント等での利用が想定されるため、電源を使用できるよう調整し、公園内に構造物を設置する場合は公園利用者と調整し、撤去等の対応をすること。
- ・会場のイルミネーションが同時に点灯するよう調整すること。
- ・イルミネーション等の設置・撤去等の際は、通行者の安全確保はもちろん、作業員の安全管理を徹底すること。
- ・歩行者等が触れることを想定し、安全性や悪戯防止に考慮し、設置物が落下した場合の管理を徹底すること。
- ・本業務におけるイルミネーションデザインや企画などに関する著作権及びその他無形財産権は全て市に帰属するものとする。
- ・本業務に関し、第三者の権利が設定されたものを使用する場合は、受託者の負担において権利者への許諾申請及び使用料の支払いを行うこと。その際、市の広報用の利用を可能とすること。
- ・点灯セレモニーや開催イベント等の実施に必要な物品、人員はすべて受託者が手配すること。（費用を見積へ計上すること。）
- ・イベント開催時間を厳守すること。
- ・イベント来場者及び運営者の事故等に備え、必要な保険に加入すること。
- ・点灯セレモニー及びイベント実施時は来場者数を把握し、イベントによる効果の分析を行うこと。

- ・設營業務の実施にあたっては可能な限り地元業者を使用すること。
- ・業務報告書を作成すること。
- ・受託者は委託者から書類の請求があった場合、迅速に提出すること

15 成果物

- ・業務完了後、業務の過程及び実績を含めた業務報告書1部及び電子データを提出すること。

16 問い合わせ先、質疑等

- ・本業務の担当窓口は下記のとおり

島田市 産業経済部 商工課

商業・まちなか活性化係 担当 高嶋 TEL0547-36-7164(直通)

E-mail : syoukou@city.shimada.lg.jp

島田市HP :

https://www.city.shimada.shizuoka.jp/kanko-docs/jr_ekimae_nigiwai.html

- ・提案に係る質疑は下記によること

- (1) 質問は、上記枠内のメールアドレスに対し、令和5年7月26日(水)までにメールにて行うこと（任意による様式可）。
- (2) 質問者への回答は、随時メールにて連絡するものとする。
- (3) 質問への回答は、参加申込者全員が把握できるように、随時上記枠内島田市HPに掲載するものとする。

17 その他

- ・企画提案に関する経費は、すべて参加申込者の負担とする。
- ・提出された書類は返却しない。
- ・提出された書類の追加・差し替えは認めない。ただし、市が必要と認める場合は追加資料の提出を求める場合がある。